

平成 30 年 12 月 定 例

教 育 委 員 会 会 議 録

飯舘村教育委員会

平成30年12月 定例飯館村教育委員会会議録

1 招集日時 平成30年12月26日（水）午後3時00分

2 招集場所 福島市市民活動サポートセンター会議室

3 出席委員

教育長	中井田 榮
教育委員（教育長職務代理者）	佐藤 眞弘
教育委員	菅野 クニ
教育委員	星 弘幸
教育委員	庄司 智美

4 欠席委員 なし

5 説明のため出席した者

教育課長	村山 宏行
生涯学習課長	藤井 一彦
指導主事	武藤 賢一郎

6 開 会 午後3時00分

7 教育長あいさつ

教育長 ただいまから平成30年12月の定例教育委員会を始めます。

改めまして、師走の忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より教育行政にご理解をいただきましてありがとうございます。

まず、1点目ですけれども、長い2学期も無事終わりました、学校のほうも冬休みに入ったところでして、今年もあと少しです。委員の皆様には1年間を通して大変お世話になりました。ありがとうございました。感謝を申し上げます。

学校ですが、今年は閉校式、開校式など重点事業もあったわけでありすけれども、7つほどの合同行事をやり切ることが出来ました。初めてのことも多かった訳ですが、この暑い夏を教育委員の皆さんと、ともに乗り切った思いであります。本当にありがとうございました。

次に、2点目は本日の議題にもあります学校の管理規則の一部改正についてです。これは以前説明しておりますように来年の夏休みの後ろ3日間を授業に充てる件であります。来年度の教育課程の編成に当たりましては、天皇陛下の即位で大型連休があることから夏休みの3日間を授業に充てるということで、相談をしてきたところでありますけれども、今月の14日の議会全員協議会でも説明をして、一応議会のほうもご理解をいただいたので、相馬地方統一で3日間を授業に充てることで規則の一部改正を上程させていただいておりますのでご審議の上ご承認

をいただければと思います。

次に、3点目は学校統合であります。19日に第2回の検討委員会がありまして、そのときの資料を添付したので、後でまた詳しく説明させていただきます。

次に、4点目は、31年度の重点事業です。これも当然資料をつけましたので、詳しく各課長から説明をさせていただきますけれども、教育委員会の教育課、生涯学習課の重点事業を村長、副村長に説明をしてヒアリングを受けたところです。

何点か私からお話をさせていただきますと、教育課としましては、まず1つ目は3小学校の統合です。それとあわせて中学校も一緒にした義務教育学校の設立を目指して進めていきたいということです。2つ目はそれに伴って閉校式及び閉校記念誌の発行。3つ目は3小学校の閉校式と開校式。4つ目は教育内容の充実ということで、とにかく読み・書き・そろばん、プラス英語とにかく力を入れてやるように、校長会等々でも指示を出して来年度教育課程をつくっているところです。

次に生涯学習課でありますけれども、生涯学習課はご承知のとおり生涯学習・社会教育など幅広くあるわけではありますが、その中から2つです。まず1つ目はラオスのオリンピック、パラリンピック選手団の受け入れです。その合宿の受け入れなんですけれども、それが来年の夏にかけてありますので、これを中心に進めてもらうように言ってありますし、一緒になって合宿の受け入れをしなくてはなりません。あと、村の文化祭と学習発表会の合同開催ですけれども、村長との重点事業ヒアリングで説明をしているところです。来年度は大きくこんなふうになる、こんな重点事業があるということをご理解していただければと思います。

特に生涯学習課の部分で村文化祭と学習発表会の合同開催をしましたけれども、来年は10月26日の土曜日に学習発表会をやって、27日に文化祭をやってはどうかということで学校運営協議会でも話が出まして、庁内的にもこのような形で進めていければと考えをまとめているところです。

最後に就学状況ですけれども、一覧表にもありますが、とにかく徐々にでありますけれども増えてきています。さらに来年度の就学者数も調査をしたところ、増えているということです。これは新聞の取材でもお答えをした所ですけれども、教職員がきめ細かな指導をしている事、教育環境も整っている事、さらには各種費用の無料化などもあるということで総合的に評価されていること、また県の借り上げ住宅の期限が来年の3月で切れるというようなこともあって、それぞれの家庭で戻るか戻らないか決めているというのがやっぱり要因の一つとしてはあるのかと感じております。

また、先日は小学校のPTA会長さんの要請によって1月に保護者説明会を計画しております。学校統合のところで詳しく説明したいと思いますけれども、多くの保護者に計画等説明し、これから一人でも多く就学者を迎え入れるためにも丁寧に説明していく必要があるということで計画したところです。時間も限られておりますので、よろしくお願いしまして挨拶といたします。

8 会期の決定及び書記の指名について

教育長 次に、日程第2、会期の決定及び書記の指名についてですが、会期は本日1日

間とし、書記を教育課長の村山課長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 それでは、そのようにして進めたいというふうに思います。

9 平成30年10月定例教育委員会会議録の承認について

教育長 日程第3『平成30年11月定例教育委員会会議録の承認について』を議題といたします。

説明をお願いします。

教育課長 事前に11月の定例教育委員会の会議録についてはお送りしておりました。その後の修正等こちらではしておりませんので、ご意見があればお願いをしたいと思います。

教育長 よろしいですか。なければ、会議録についてはご承認をいただいたというようなことでよろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 ありがとうございます。

10 議案第35号 飯舘村公立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

教育長 日程第4、議案第35号『飯舘村公立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について』を議題といたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 以上の説明がありました。ご意見等いただければと思います。この内容については、もうすでに経過を説明していて、そのとおりに改正するということですが、よろしいでしょうか。

全 員 はい。

教育長 では、ご承認いただいたということで、ありがとうございます。

11 諸報告について

教育長 次に日程第5『諸報告について』を議題といたします。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 では、日程につきまして何かご質問等あればお願いしたいと思います。先ほどお話した保護者会は4ページの上から2段目にあります1月11日に入っております。この内容については、後でまたご説明をいたします。よろしいでしょうか。

菅野委員 12月6日に行った西田学園の視察は入ってないでしょうか。

教育課長 そうですね、実施しておりますので記載が抜けていました。西田学園の視察は、実は6日と12日にも行っております。これは学校のほうで、手分けして行っております。

教育長 そのほか、よろしいですか。

じゃ、なければ次ですね、2番目の来年度の就学意向調査について。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 この内容について、何かご質問あれば。でも、来年も100人を超えるというのは

うれしいですね。認定こども園が50人になるということは次の小学校にも中学校にも続く可能性が出たので、そういう意味では希望があると思っております。

よろしいですか。

それでは、次に3番目の学校等のあり方検討委員会について、初めての方もいるので、その内容について説明をお願いします。

教育課長 （資料に基づき説明）

教育長 これをまとめるに当たって教育課の中でも課内打ち合わせを行っています。それを整理して、この内容で校長会、学校運営協議会、議会に説明をして、今日の教育委員会説明になったということです。

事務局としては、小中一貫と義務教育学校を併記しつつ、将来的展望や本村にあった教育スタイルということで義務教育学校設立に向け進めたいと思っています。実は、この検討委員会のときに、会議終盤で義務教育学校でというようにまとめようという流れになりましたが、議会でも行政区でもPTA総会でも説明をしておりませんでしたので、そうしたプロセスを経ずに決定してしまっただけは困るので、結論は次回以降にさせていただきました。順序よく合意形成を図らないと、知らなかった、分からなかったという意見が出ますので結論は次回以降に残してそのときは終わったんです。次の日に小学校のPTA会長さん方が相談に来られたので、じゃ臨時に教育長名で保護者会をというようなことになり、この1月11日の説明会開催になったというのが経過です。

以上、補足なんですけれども、今までの内容についてご質問、ご意見等あればお願いしたいと思います。この3番、4番一緒にですね。

菅野委員 2点ほどちょっと質問させていただきます。

まず、1つは義務教育学校になった場合に教師の免許の問題で小中両方持っていることが必要になるわけですね。今の先生方は実際免許の取得状況というのはどうなんですか。

指導主事 うちの学校の先生について詳しくは調べていないんですけれども、福島県の先生全体で小中両方の免許を取ってる先生は60%~70%だと思います。秋田県だと物すごく高く80%から90%ぐらいだったと記憶しています。ですので全員が小中の免許を持ってるわけではないです。例えば中学校の先生は中高の免許はもっていても小学校の免許をもっている人が少ない、逆に小学校の先生は小中を結構持ってるんです。ただし義務教育学校にしたからといって全員の教職員が小中の免許を持っていなくちゃだめかというところではなくて、猶予期間があって、最初はどっちか持っていればよいということです。一度に小中免許持ってる人全員充てるということは県教委でもすごい人事をしなくちゃいけないので、難しいので、その辺はやっぱり移行期間みたいなものがあります。

菅野委員 ありがとうございます。そうするとこれって県の教師養成も関係してきますよね。今後県内で義務教育学校が増えるのであれば、教師養成の学校、大学がそういう動きを見越しながら学生の指導に反映ということもあるんだと思うんです。将来を見ながら今後そうした動きが結構あるかなんて思いながらお聞きしました。

あと、もう一点ですね、10ページの議会、地域、保護者等への説明の中で、こ

れは本当に丁寧にやらなければいけないと思います。というのは、我が家にやってきた村民の方が、「何だか学校が統合されるのか」という話、そして「統合して子供たちはどうなるんだ」という、非常にそういうよそからの声という心配する声があったので、地域への説明というのは、本当に手ばかりなく、変な話ですがここから何かぼろが出たりといったことがないようにお願いします。

教育長　そうですね、これを丁寧にやっていかないと不安に思った親御さんは子どもたちを転校させてしまうと思うんです。そうなったら困るので、丁寧に説明して進めたいと考えています。区長会では、こうした協議をしているということと同じ資料を出しながら説明することになっています。同様にPTAが1月の11日。あと、1月18日に臨時議会があります。そこで先ほどお話をしたこの内容を一緒に出します。同日に行政区長会が3時からあるので一通り説明をさせていただきます。ご意見いただければと思います。

指導主事　教員の免許制度については、まだ義務教育学校の法制度が昨年度できたばかりで、免許制度については大学のほうはまだ追いついていないんです。これから多分なるべく小中の免許を一緒に取るようにとか取りやすくするようにとかいうのは整備されると思います。

あとは、教育事務所長がいらした際、義務教育学校になった場合にはちゃんと小中の免許を持ってる人を優先的に充ててくれるのかという質問がありましたが、すぐに全員というわけではないけれども、それはきちっと考慮に入れるというようなお話はいただいています。

教育長　そのほか。

星委員　資料についてなんですけれども、検討委員会の資料の中で、多分2つ検討していると思うんです。1つは小学校3校統合ということについてのメリット・デメリットについて書かれています。それが1つ。もう一つは「義務教育学校」という呼び方してるんですけれども、要は小学校と中学校を統合する、といった内容の2つの議論があると思うんですけれども、それがちょっとごっちゃになってる部分があるかと思います。あと義務教育学校にした場合のメリットの中に現状小中学校が同じ場所に所在して、生徒のかかわりがあるという現状からすると、もう既にその義務教育学校にしくなくても達成できてる、実施できてるというのがあるので、あくまで小学校統合に関する部分と義務教育学校にするかどうかということについては、現状も今飯館村で小学生、中学生、こども園児が一緒にいる現状の中での義務教育学校にした場合のメリット・デメリットという書き方をしないといろんな論点が見えてこないという気がするんです。あくまで一般的な義務教育学校と小中別の一貫校を書いているので、飯館村の学校（すでに1つの校舎で3小学校と1中学校がいっしょになっている）の現状をふまえて、今と比べて義務教育学校にした場合どう変わるのかといった視点が必要なんじゃないかと思いました。

あと、もう一点はこの資料にある方向性なんですけれども、義務教育学校にする方向で進めたいという事で検討課題がまとめられていて資料が書いてあるんですけれども、例えば1つ、5ページ(1)①の小中一貫校よりも柔軟な対応ができるのところで、独自教科が申請なしでできるということなんですけれども、その先の8

ページの資料で独自の教科等を設定するかどうかは義務教育学校になってから検討すると、そうするとぜひ義務教育学校にする必要がありますかというのがあります。それからマネジメントについても、校長一人が判断することでマネジメント力が強化されるということと的確に判断できるということとは別でないかとも思います。それから5ページ(1)の③の義務教育学校ができることを全てやらなくてもよいということは逆にとれば義務教育学校にする必要性はないだろうというふうに感じてしまいます。

あと、そのあと出てくるところでも7ページの6・3制のままで行きたいという事や、小中の連携をさらに深めていくということがあるんですけども、これも義務教育学校にしないとできないのかという議論もあると思うので、この方向性を出すに当たって、義務教育学校にする方向で進める理由というのは正直矛盾してるように感じるんです。これでは、義務教育学校にする方向で進めるとした理由というのは正直わからない。うまく表現できないですけども、現状一つの場所で一緒に学んでいる状況があって、義務教育学校、小中学校統合しないとできないことがあって、そのために統合するというならわかるんですけども、そうしなければならない理由というのは全く見えない。現状、村で1カ所で学校が始まって1年目でいろいろな行事とかあと授業なんかがあって、先生方もいろんな問題を抱えてやってきたと思うんですけども、その問題点、課題点を整理して次年度以降少しずつ修正していくという方向に対して、またそこで組織も含めた変更を行うということを経理として何のためにどうなんだというのが見えてこないんで、いろいろ説明会、丁寧な説明は大事だと思うんですけども、資料だけが複雑になって大事な論点というのがわからないので、その辺はもう少しこの資料の中でわかるように説明してもらったほうがいいと。なぜ義務教育学校にする方向性で進めるようになったかという理由がちょっとここの中だけだと理解できなかったんで、そこを教えていただければと思います。

教育長 義務教育学校の進め方なんですけれども、とにかく前段に小学校の統合があるということです。それに合わせて中学校の統合も一緒にして義務教育学校にしていったらどうかということです。第1回目の会議では村長のほうからもそういうようなことを視野に入れてお願いしたいという話し合いがありました。それを前提にこの資料については整理をしてきたということが、まず1点です。

それを進めるに当たって、第2回会議の最後に「ここで決めましょう」という向きの話があったので、事務局として多くの村民や保護者の理解を得ながら進める必要があるんで、第3回以降に方向性を決定いただくようにして、議会や保護者、行政区長会等に資料を出しながら説明をしてきたというのが2点目です。

そして、もう一つは我々もそうなんですけれども、とにかく小学校と中学校を一緒にして進めるというのは以前、秋田の東成瀬に行って鶴飼教育長さんから、「このままだでも十分にやっていけるんですよ」という、事例を聞いていますから不安に感じていないというのが前提にあるんです。だからこのままだでもいいのかというようなことで来たわけです。

でも、いずれは32年の復興期間が終了するわけですから、その前にはやっぱり学校の統合について議論しなければならないと思っていただわけです。ですから、

そういう意味でこの資料的には、まずは小学校と中学校を一緒に同じ敷地の中でできるように整備をし、避難中の形態のまま戻しました。その後に復興予算の傾向が見えてきたら統合について検討すれば良いと考えていたわけです。けれども、今回村長のほうから統合について前倒して検討を進めるという指示があったので、このような資料を整備しながら進めてきたものです。

ですから、教育委員会としては一気に6・3制を4・3・2制にするとかというのは、子供たちも保護者も先生方も戸惑うだろうし一気にはいかないので、まずは小学校と中学校一緒にした義務教育学校という器にして、そして次に中身である特徴ある教育を整理していったらいいんじゃないかということでの課内打ち合わせだったというふうにご理解いただければと思います。

指導主事 教育長、私のほうから詳しく説明します。時間よろしいですか。（「大丈夫です」の声あり）

保護者会で説明しようと思ったんですが、まず小中一貫教育の法整備の流れについてお話しします。一般で言われている中1ギャップ、クラス担任制から教科担任制に移行するというのは子どもたちへの影響が物すごく大きくて、高校、中学校とこれになじめず不登校になる子供が一気にふえます。これに対応するため、切れ目のない教育の提供ということで、小中一貫あるいは中高一貫などの動きが出てきたわけです。この小中一貫教育を進める手法として、まず小中一貫型の小中学校というものができたんです。これは国で法整備をする前に各市町村が独自にやった例もあります。郡山市は湖南小中学校など小中一貫型の小中学校を整備してきました。これは小学校と中学校は別です。次に、その小中一貫教育の中にもうちょっと柔軟性を持たせた義務教育学校というものが法的に整備されます。これは余り変わらないんですが、ちょっと違うのはさっき柔軟性があると話しましたが、義務教育学校のほうが独自の教科、例えば世の中科とか、ふるさと科とか英語科とか、独自の教科を教育委員会とか学校の裁量でできるものです。さっき言ったように小学5、6年生からの教科担任制なんかもできる。あとはさっき言ったようにまとまりを4・3・2制の区分にすることもできます。これは別に法的な根拠は全くないんですが、小学校で低・中・高といたり、あとは低学年と高学年に分けたりしますよね。法的にも何もないんですけども、これを4・3・2制のまとまりにしたり5・4制のまとまりにしたり、今までの6・3制のまとまりにしたり、これはどっちでも別にできるんですけども、そういうものをよりやりやすくなってるのが義務教育学校です。小中一貫型の小中学校もこういうことはできなくはないんですが、やるためには文科省への申請が必要です。一々申請しなくちゃいけない。こういうことをやりたいんだけども通してくれるか、国の許可が要るんです。でも、義務教育学校は最初からそういうことをやっていいとなってますから、自分たちでやりたいときに始められますという柔軟性があるんです。なので、逆に義務教育学校だからといってやらなくともいいわけですから、より柔軟性のある形態にしておけば小中一貫型の小中学校と同じことができるわけです。

ですから、星さんは別に義務教育学校にする必要はないんじゃないかという発言でしたけれども、さっき言ったようにやりたいとなった場合にはすぐに実施で

きるようになるわけで、小中併設の場合は、これにするには一々申請しなくちゃいけないんです。つまり今回まで3小学校を統合して、小中併設で行った場合、独自の教科をつくりたいとなったときに、いちいち文科省に申請しなくちゃいけない、そういうデメリットがあります。

あと、もう一つは、一番大きいのはやはり組織なんです。義務教育学校は校長、副校長、あと教頭、これは掛ける小中2ですね。あと主幹教諭2人です。一方併設型は校長2名、それぞれの教頭、これが管理職です。人数的には4人・4人で大した変わらないですよ。でも、例えば小学校の校長先生と中学校の先生2人いた場合には、今うちの学校は本当連携がよくやっていますが、実際にはここがなかなかうまくいかないという学校もあるんです。トップが2人なので。小中一貫型の小中学校でも校長をどちらか1人にして、その校長のかわりに1人別な先生をもらうというような、これはできるんです。じゃそうしたらいいじゃないかと、校長1人にして考えがまとまるのであればそうしたらいいじゃないかとなりますよね。でも、実はこの人がいることがすごく大事なんです。

なぜかという、この校長先生1人になった場合には、この校長先生は小学校校長の業務と中学校校長の業務を一人でやらなければならなくなります。校長先生は本当に多忙会議なども2倍にふえますから学校に居る時間が無くなります。するとマネジメント力が低下するわけです。でも義務教育学校に配置される副校長というのは小学校の校長の選考試験を通った人ですので校長扱いなんです。つまりある程度の決裁権限がありますから校長の業務の軽減ができます。中学校校長会の会議は校長が出て、小学校校長会の会議は副校長が行くので、会議は半分です。しかもどちらかが学校にいなかったとしても決裁は出来るわけです。これは人数的には同じ4人ですが大きなマネジメント力の違いがあります。

しかも、この下に配置される主幹教諭というのは文科省のほうから余り授業を持ちすぎないようにと言われています。教務主任というのもありますが、この先生は教科ももっているのが原則ですので、余り授業が入ってしまうと教育課程の編成、学校のマネジメントにかかわれなくなるんです。ですので主幹教諭のほうが、マネジメントにより参加できることになります。

ということで、やはり小中の一貫性がより図れるということが大事ですね。義務教育学校のほうがよりやりやすくなるわけです。

星委員　今、お話の内容で、小学校・中学校の併設の場合と義務教育学校にした場合の校長の体制について説明があったんですが、仮設で3校の校長を1名にした経過も踏まえて結果的にはよかったという話は聞いているので、トップが1人という体制のほうが学校運営しやすくなるという事が一番大きなメリットであれば、それはもっと大々的に頭にもってきてわかりやすく説明したほうが理解は得やすいと思います。2人いて今の状態で仲良くやるのが私としては理想かなと思いますけれども、もちろん協議することはいい面と悪い面があって、小中一緒になっても先生はどちらかに軸足を置いて考えますので、そうするとそちらをやっぱりどうしても優先してしまうという意味では、良い人が来ればいいですが、構造的にうまくいかなくなる可能性のデメリットもあるというのであれば、義務教育学校の体制をとるというのは理解はできます。そういった具体的でわかりやすい説明

資料を出してもらったほうが理解はしやすいと思います。

教育課長 法律上は今、草野・飯樋・白石小学校の先生方には命課という辞令を出しております。要は草野小学校の先生であっても飯樋小学校の子供、白石小学校の子供の面倒を見れるように教育長名で命令をしてるんです。厳密な言い方をすると、いま同じ校舎の中に中学校の先生と小学校の先生がいるんですけれども、本来は中学校の先生は小学校の子供の指導はできないんです。同じ意味で小学校の先生が中学校の生徒を指導はできないんです。その学校ごとの指導というのは校長をトップにしてそこで全部命令を下ろされて、その中で扱うことになっているので、だから例えば学校の先生が他校のところの子供たち、何か危ないことをやってたような場合、厳密には指導できないんです。それと同じことで、村の学校は校舎が一つになって今うまくは行ってますけれども、やっぱり職員会議は別々になるし、それに2人の校長先生いて、やっぱり小学校の先生方は小学校の校長先生の命令に沿って動くというのが原則です。ですから、例えば中学校の和田校長が、あなたこれやってくださいと小学校の先生には命令できないんです。そういったことがあるので、よりマネジメントを考えていくと1人の校長のもとで全校のマネジメントを行うというのがより良い学校になっていくというふうに思います。

教育長 この資料も初めて出したので、別にここで決定する話でもありませんから、今みたいな意見をもらえれば、さらに資料を追加して解りやすくしていければと考えています。

星委員 学校全体のマネジメントとしてすごくやりやすくなるというメリットがあるのは分かりました。ただ、その問題と子供たちの問題はまた別で、行事として小学校の卒業式がない、中学校の入学式がないなど、区切りがなくなることや、小学生と中学生の区分けがあいまいになってけじめの意識が薄れるとかか、やっぱり今回の学習発表会含めてそれぞれ今まで独自にやってたものが一緒になることによって薄くなってしまうというのが実際あったりすると思うんで、そこを補強出来たらいいと思います。義務教育学校にするメリットというのは今の飯舘村の学校といえど同じ敷地内に現状小学校と中学校が一緒にいて、そこで一緒に学んでるんで、そういう環境においてはマネジメントを一本化するというメリットが非常に大きいということはすごく理解できました。

教育課長 西田学園は4・3・2制ということでやってて、小学校6年生が終わったときに、そこでの卒業式はやらないという話を聞いてきました。小学校の課程を6年で修了することは法律で決められている部分ですから、小学校の義務教育課程前期を修了したときと、中学校の義務教育課程後期を修了した時には終了証を出すことになっています。その段階での修了証書を出していわゆる6年生終わって他校に転校する子もいますから、そのタイミングで出すというのは文科省でも終了証を出すという話になっていますから、例えば小学校課程の終わりに修了式をやるということもできるでしょうし、あるいは中学校に入ったところで立志式といった形で設けることもできると思いますので、その辺はやり方で次第なのかと考えています。

教育長 今みたいな行事や、4・3・2制にした場合の課題点については、3人のPTA会長さん方から事前にある程度勉強したうえで会議に臨めればよかったという

話も聞いたところですよ。ですからこれを出して今みたいな説明をする際には、まず説明をして話を聞くということがやっぱり大事なのかなというふうに思いました。

星委員 小学校、中学校が今一つのところにいて、全体的には70人ぐらいなんで、組織を2つにわざわざ分けるよりは、義務教育学校にするメリットについて、例えばマネジメントの一本化であれば、まずそこを示したうえで、逆に義務教育学校にしたことによってできなくなることはこういう部分ですよという説明をしたほうが、納得できるかなというふうに思います。

教育長 委員会、議会、区長会とこの資料を示して説明していますから、この資料をなおすことは出来ないの、補足の資料を追加して説明するようになります。

星委員 結局何のためにというところの最初の理解がないと疑問しか湧かないので、何のためにというのは、このマネジメント効果ということであれば、それは非常にわかりやすいと思うんで。

菅野委員 いいですか。いろいろ聞きながら感じたことですが、恐らく既にもう義務教育学校に移行できるような学校運営をしてるから、今さらなぜそうしなければならないのかという疑問を感じるということがあると思うんです。でもかなり工夫してやっているというのが現実ですよ。その現実で工夫してる部分を、ある意味では法律に合わせた形にするために、義務教育学校と言う制度化された形にあわせることが将来のためだろうと思うんです。そういう意味で見直すいい時間なのかなというふうに私は捉えているんです。けれども、誰のためにそれをやるんだという所に立ちかえた時時にはやっぱり主役は子供のはずですよ。子供のためにこれはやるんだよというところは大事な部分で押さえておいてほしいです。

そのためには今のような話になるんですが、例えば今小学校が3つですから、卒業式には学校それぞれの卒業証書があるわけですよ。その際に、学校では今まで一緒だったのに、何で最後に来て違うのっていう違和感があるわけですね、私から見ると違和感なんですよ。そういう部分とかって子供から見たらどうなんだろう。疑問に思ったりしないのだろうかというのがずっと私の中にもあったんです。ですからそれはもうそろそろ一緒にしていったほうが子どもたちにもいいのかなというのが一つ。

それから、学校が3つということは、実は事務処理上、かなり工夫しながら報告物とか出していたわけですよ。同じ学校からそれぞれの学校分に案分したりしながら教育委員会に上がってくるわけです。そういう苦労というのもきっとたくさんあるんだろうと思うんです。それはある意味では目に見えない、直接子供には関わらない部分ですからここにはなかなかあわせないかもしれないんだけど、実はそういうことっていうのはお金が伴ってきて結構面倒くさい部分なんですよ。だからそういうことも正直に、今の段階でこういうこともあるということとはまとめておいたほうが質問があったときに答えやすいし、整理しておくほうがいいのかなと私は思いました。

星委員 今の問題を一つ挙げるとすると、身近な話ですけど、スクールバスですね。うちは子供3人いて小学校と中学校ですけど、帰宅バスの変更するときに、小学生は小学校に、中学生は中学校に報告したうえで、スクールバスの変更

を教育委員会に申し出なければならないので、それはすごく面倒だし、周りにも同じように感じている人がいるので、そういうところの一本化が図れないかと思います。1カ所連絡先を決めておいて、そこに連絡すればそこからちゃんと連絡が行くような体制をとっていただければと思います。忘れるかもしれないから保護者に話してくださいというのも一つの考え方なんですけれども、やっぱり連絡受ける人も自分が連絡受けたら必ず連絡しなくちゃいけないというかいせい体制のほうが漏れないのではと思うのでぜひ早めをお願いしたいと思います。

教育長 村に学校を戻すときの約束が、とにかく中学校の校舎に中学校1つ、小学校3つをそのまま戻す、また複式にはせずに単式で戻すという約束なんです。それもあったので検討はもう少し先かなとは考えていましたが。

菅野委員 中学校校舎に小中学校が戻って再開した報道を見て、村民の多くは「既に今も一緒なんだべ」と考えていて、何で今さら統合しなきゃないんだと素朴な疑問が村民から出るかもしれないんです。それにきちんと答えられるように整理する必要は感じますね。

教育長 1年やってみて合同行事も6つ、7つ一緒にやったうえで、この前PTAの会長さんともお話ししたんですが、あれは変わらないんですよ、今のままなんですよという話もあります。教育委員会としては合同の行事とかは村の教育の特色として変えずに行っていきたいと考えています。今の連携がうまくいっている状況を維持したうえで条例上3小学校を1つにして、さらに中学校を加えて義務教育学校にするということなんです。だからそういうふうに話していくと理解していただけるんですけども、会議のときにはいっぱい専門用語が出たのでなかなか分かりづらかったという話があったんです。ですから、今度の保護者会のときにはそういったことも踏まえて、順序よく説明していくほうが分かってもらえると思いました。

指導主事 こういう説明をしたかったんですけども、もう国の人からいろんな立場の人がいるんで十分に説明する時間がなかなかないんですよ。なので、いろんな意見を出してもらいながら余り深く突っ込まない資料にしたというのも実はあるんです。最初から全部出しちゃうということなくなっちゃうじゃないですか。なので、本当は早く説明できればよかったんでしょうけれども、済みませんでした。

教育長 次の保護者会のときにはこの資料はこれとして別に追加で資料を出すのは全然問題ないのかなと思います。

指導主事 保護者会のときは、これじゃない資料を使います。

星委員 方向性を決めた理由というのはすごく大事なことで、そこは先生たちがしっかりしなかったら子供たちだってしっかり指導してもらえないので、子供たちも先生方もやりやすい環境をつくる、その中で統合が必要だということであれば、すごく理解できます。具体例を挙げて、説明いただけると非常にわかりやすいと思います。

中学校についてですが、飯舘中学校卒業生として飯舘中学校がなくなるのは正直寂しいです。そこは何か急に出了話だなという気がするんで、もう少し時間を置いてから議論していただいたほうが違和感が少なかったかなと。小学校は何となく震災後は統合かなみたいに感じていたのでそれほど戸惑いは少ないと思う

んですが、中学校がなくなるというのは多分なかなか戸惑いも大きい気がします。

佐藤委員 小学校も中学校もやっぱり学校というのはその地域の中心だったわけなんです。それが100年以上続く飯館村の我々の地域の小学校、白石小学校だったわけで、小学校3校がなくなってしまう、震災でいやおうなしに一つになっていくという寂しさも非常にあるので、保護者会とかいろんな機会を捉えて丁寧に住民に理解を求めていくというのが大事なんだろうというふうに思います。何で白石小がなくなるんだという人も中にはいますから、こういう状況で大幅に子供が減ってしまっているんですけども、やっぱり地域にとって文化の拠点だったし、小学校がなくなるというのは本当に寂しい限りです。

教育長 寂しいというのは理解できます。私は大倉小中がなくなったときは本当に寂しかった。草野と一緒にあったんですが、そのときは本当にがっかりしました。

菅野委員 新しい校歌なんかにかつての学校を示せるものを残せばいいですね。

教育長 その思いは強いですね。やっぱり学校というのはある種コミュニティーの中心で夕方になると親連中が集まって、いろんなことが決まって進められていったというところがあるんで、当時も保護者らは労働力提供して学校つくっていったわけですよ。だから、そういう意味ではそれを閉じるわけだから丁寧にやる必要があるんだろうなと思います。

さっき武藤指導主事が別に資料を出すと言いましたが、これはこれで出したうえで、追加の解説を入れた資料を出します。でないと一連性がなくなるので。さらに補完としてこれとか、さっきの星委員に言われたようなマネジメント、さらに何でこういうふうにしたかという具体例を挙げて説明するような資料はつけたいと思います。

星委員 単に集まりでどっちにしますか問われる集まりって難しくて悩んだんですけども、こっちの方向性でいきたいんですけどもいいですかというのだと質問とかもしやすいと思います。そういった意味で方向性を出してもらったことはすごくいいと思います。

教育長 何も方針を出さないでは話にならないと思いますので、内部で検討してから、校長会、学校運営委員会にもこうやってずっと出してきたということです。大体方向としてはこの内容でということで、そのとき決めましょうというようなことだったんだけど、広く意見を聴くべきとの意見があったので機会を設けて時間を置いてというようにしたものです。PTA会長さん方からもこうやっていろいろ出てきたので、今みたいなもう少しわかる資料や具体的な資料をつけて当日は保護者会をやりたいと思います。

どうですか、3番、4番についてはよろしいでしょうか。

なければ、5番の31年度の重点事業についてを議題とします。これは来年度の予算つくるに当たって教育課と生涯学習課において、来年はこんなことに力を入れて予算要求をしたいという整理をしたものです。ですから、このとおりできるということではありません。こういう方向で今教育委員会、あと執行部と話し合ってる、検討してるというふうに捉えていただければと思います。順序よくですね、教育課のほうからお願いしたいと思います。

教育課長 (資料に基づき説明)

教育長 続いて、生涯学習課、お願いします。

(資料に基づき説明)

教育長 今まで重点事業の内容は余り教育委員会に出したことはないんですけれども、初めて庄司さんも委員になったということもあって、内容等々わかってもらったほうがいいかなというようなことで出してます。これは決まったことではなくて、今から予算要求をしてヒアリング、査定を受けてその後決まりますので、そういうレベルであるとうご理解いただきたいと思います。要求するときにはまた予算案を教育委員会にかけますので、具体的にこういうふうになったんだなというふう理解いただければというふうに思います。

菅野委員 決意表明みたいなものですね。

教育長 要求は今日が締切ですのでこれで出してます。ただし、予算がつくつかつかないかというのは財政の部分と村長の意向もあるので、本当に大きなつかみのところですよ。

菅野委員 質問いいですか。生涯学習のほうに関してなんですけれども、ラオスのオリパラの受け入れについてですが、合宿の受け入れをしますよね。夏場ですけれども、暑くなると食事の問題がありますけど、その解決策ありますか。

生涯学習課長 実は生涯学習課のほうでもその辺のところを含め、会議をもっておりまして、相談しております。コックを雇うのは難しいかなとかいろいろありますので。

菅野委員 合宿だと昼食の部分をどうするかですよ。日本人の学生たちの合宿だったらまだ食材とか味付けも普通で良いですけれども、ラオスの方たちだったら食材も味も問題があったりするんじゃないかなと思うんです。村民活用についてもあるのかないのか解りませんが、そういうことも含めて具体的に何か案を出して相談していかねばならないと思いました。

生涯学習課長 この間会議で協議したところでは、もう少し継続して検討しないとはっきりしないということ言われてきました。

教育長 読書活動については、生涯学習課に頑張っていただいて本の分類とデータの登録が終わりました。学校図書のデータを全部パソコンにデータを入れてもらいましたので、今度は貸し出しがスムーズにいくと思います。やっぱり読み・書き・そろばんなので読書活動を進めるためにも貸し出しのバーコードをつけるように進めていたわけです。

星委員 もう小学校2年生ぐらいでも何冊も本を借りてきているようです。システム化されたという事は、誰が何冊ぐらい読んだとか、いつ借りていつ返されたとか全部わかるという事ですか。

教育長 そのようなシステムです。保護者からは司書の配置についても要望されていますが現状では難しいです。いろいろな機会をとらえて事あるたびに皆さんから村長に言ってもらえればと思います。

菅野委員 村民の声が大事ですね。

教育長 村民の声が大事です。我々とはとにかく皆さんの声のほうがかきと強いと感じています。

教育長 あと、未来の翼の日程は8月21日から2学期ですからこの日程よりも早まりますよね。

生涯学習課長 そうなんです。お盆にかかるんですがそれでやるしかないと思っています。

教育長 いろいろ事業については提案をしています。

菅野委員 そうですか、そういう意味ね。わかりました。

それから、もう一つは小学校で田植えやって稲刈り体験までしてますけれども、あの米はどうしたのかしらって思ったんですが。

教育長 配りました。

菅野委員 配ったんですか。

教育課長 1俵（30kg）だけいただいて学校で配りました。基本的には米自体は全量検査が義務づけられていますので、無検査の物を学校に持っていくことはできません。当然田んぼを貸していただいた佐藤博さん名で全部検査をしていただいて、その中から1袋いただいて、子供たちが自分たちでつくった、かかわってできたお米なので、ご家庭でどうぞということで、学校で分けていただいたということです。（「わかりました」の声あり）

菅野委員 それを例えば給食で食べるというのはあったかな、あったんじゃないかな。

教育課長 現在、基本的に給食の米というのは全部学校給食会を通して買ってます。それから保護者の中で飯館産の米を使うということに皆さん抵抗なければいいんですけども、心情的に抵抗をもたれる方がいないとも限りません。線量がどうではなくて、それを使うことに対する拒否感みたいなものを持たれる方もいないとは限らないので、その辺は慎重にやりたいと思っています。

教育長 統合もあるのでこういうふうな形で進めているんです。

菅野委員 一つ一つゆっくりですね。

教育長 統合の事もありますから、やっぱり一つ一つ片づけていったほうがいいのかなと私は思っているんです。ですから、何でもかんでも一気に進めてしまうと保護者の中でも戸惑いますし、ついていけなくなると思うんです。そのせいでせっかく村の学校に来ていただいたのに他所に行ってしまうては本末転倒かと考えています。実は行政区ヒアリングの中でもその話が出ました。村でとれた野菜を使わないのかといった質問です。農村振興のために村の野菜なり米を使わなければいけないとは私も思いますが、それには順序があると思います。

教育課長 村産の野菜のほうがお米より難しいと思います。やっぱり量的な部分も確保しなければなりませんし。献立にしても時期的な部分もありますから。それを両方クリアしないとなかなか食材として使うというのは難しいわけです。震災前は農家の方々と契約栽培でしたから、1年間ある程度の全量的な部分を把握して、それで農家に直接何月はジャガイモ何キロ使いますから生産してください、何月はニンジン何キロ必要ですというふうな、そういった注文の仕方でしたから。

教育長 ですから、飯館の場合はこうやって学校再開して、さらに統合を進めて行くということがあるので、順序よくやっていったほうがいいと思っています。

12 その他

教育長 では次回日程ですね、1月は23日3時から飯館で、2月につきましてはいつがよろしいでしょうか。

教育課長 水曜日だと都合がいい委員もいらっしゃるので2月20日もしくは27日ですかね。

教育長 じゃ、2月の定例教育委員会は2月27日3時からということでよろしくお願

したいと思います。

以上で12月の定例教育委員会を終わらせていただきます。

ご苦労さまでした。

午後5時00分 閉会

上記のとおり相違ありません。

教育長

中井田 義

教育委員

佐藤 真弘

教育委員

菅野 仁

教育委員

星 弘幸

教育委員

庄司 智美

書記：教育課長 村山 宏行

